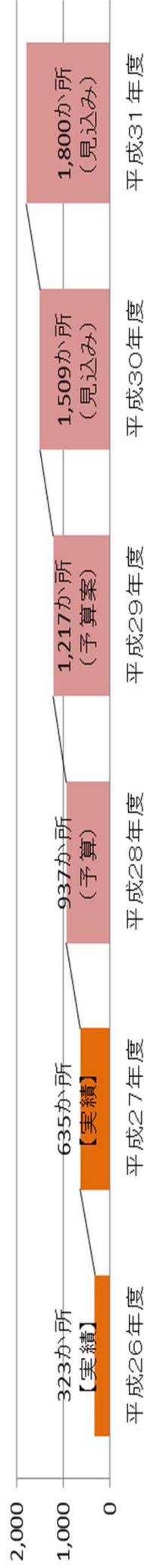


## 利用者支援事業の平成29年度予算案について

○ 少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに1,800か所(基本型・特定型)の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては、基本型・特定型については1,217か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、763か所を計上したところである。

【参考】 か所数の推移(基本型・特定型)



## 1. 運営費

### (1) 夜間・休日加算(基本型・特定型)

#### ① 事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため夜間・休日の時間外相談を実施する。

② 補助基準額(案) 夜間加算1,248千円(1,222千円) 休日加算671千円(651千円)

### (2) 出張相談支援加算(基本型・特定型)【新規】

#### ① 事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

② 補助基準額(案) 1,025千円

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):

1,076億円の内数(982億円の内数)

## 2. 施設整備費

### ○ 設置主体の対象拡大【拡充】

多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、実施主体の対象を市町村や社会福祉法人等に加え、NPO法人や株式会社等を対象とする。

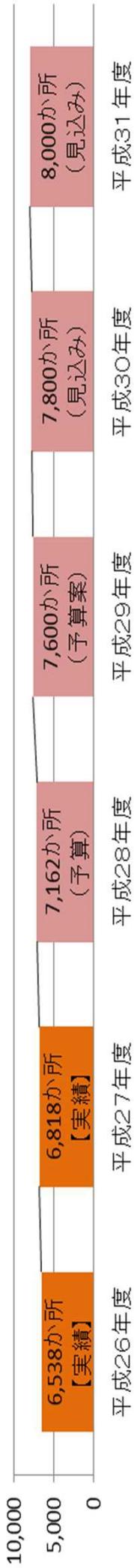
次世代育成支援対策施設整備交付金

56.6億円の内数(56.6億円の内数)

## 地域子育て支援拠点事業の平成29年度予算案について

○ 少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては7,600か所を計上したところである。

【参考】か所数の推移



### 1. 運営費

#### ①事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談等を行うために必要な費用に対して補助を行う。

②補助基準額(案):8,364千円(8,317千円) ※6～7日型(常勤職員を配置する)の場合

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)  
: 1,076億円の内数(982億円の内数)

### 2. 施設整備費

#### ○設置主体の対象拡大【拡充】

多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、補助対象となる設置主体について、NPO法人や株式会社等を加える。

次世代育成支援対策施設整備交付金  
56.6億円の内数(56.6億円の内数)

### 3. 担当職員の資質向上に向けた取組

#### ①事業内容

地域の子育てに関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につながることを目的に実施する。

#### ②実施主体:国

※公募により民間団体に委託予定

子ども・子育て支援対策推進事業費委託費(指導者養成等研修事業)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

### 1. 調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した新たなプログラムの開発などを検討することとしている。中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など配慮を必要とする子どもたちの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定し、実施状況を検証する。当該経費は、選定された児童館がプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもたちの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

### 2. 実施内容

- **専門委員会において、プログラムを実践する児童館（以下、「プログラム実施児童館」という。）を20か所選定（指定）**  
→ プログラム実施児童館の選定（指定）に当たっては、地域バランス等を考慮

#### プログラム実施児童館における取組内容

##### ① 企画・実行委員会の設置

- ・プログラム実施児童館において、効果的にプログラムを実践するため、プログラムアドバイザー、地域の有識者、児童館職員などで構成される企画・実行委員会を設置
- ・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討



##### ② プログラムの実施

- ・プログラム実施の事前打ち合わせ
- ・プログラムの実施  
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの検討経過や実施内容、参加者の声をなどを収録したDVDを作成
- ・事後アンケートの実施



##### ③ 報告書の作成

- ・企画・実行委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成
- ・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもたちの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意



### 3. 予算案の内容

- 平成29年度予算案 37,340千円（1か所あたり1,867千円×20か所）（28年度 37,340千円・1,867千円×20か所）

# 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

## 現状と課題

### ■活動の範囲

- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気

### ■求められる役割の多様化と負担

- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境(大規模高層住宅、市町村合併)による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ(I期、II期(6年未満)が6割)
- ・地域での様々な「充て職」

### ■対応する問題の複雑化・多様化と力量

- ・経歴による福祉への精通度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応

### ■災害時の活動

- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接的担い手としての期待

### ■個人情報取扱と関係機関との情報共有

- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

### ■活動への支援・協力的体制

- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

### ■社会的な理解の促進と継続性の確保

- ・民生委員制度・活動の理解(行政や関係機関、地域住民)
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

## 提言

### 早期に対応できるもの

#### (1) 活動への支援の充実

- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
  - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
  - ・活動費 ・行政のサポート体制
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援
  - ・関係機関との連携 ・地域福祉計画への位置づけ

#### (2) 力量を高める取組

- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

#### (3) 自治体等の理解の促進に向けた取組(主に制度)

- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり

#### (4) 国民の理解の促進に向けた取組(主に活動)

- ① 創意工夫による広報への取組
- ② 「なり手」不足の解消に向けた試み

### 時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

# 民生委員制度創設100周年記念大会について

民生委員制度は、大正6年、大正天皇の岡山県知事に対するご下問が契機となり創設された済世顧問制度が源となり、平成29年に制度創設100年の節目を迎えます（児童委員制度は創設70年を迎えます）。

この100年の節目の年に、全国の民生委員・児童委員の代表者が一同に会し、これまでの100年の歴史を振り返るとともに、将来に向けた委員活動の一層の充実、発展に向けた思いを新たにする機会として、100周年記念大会を開催する。

## 1 主催

|               |            |       |
|---------------|------------|-------|
| 全国民生委員児童委員連合会 | 全国社会福祉協議会  | 厚生労働省 |
| 東京都民生児童委員連合会  | 東京都社会福祉協議会 | 東京都   |

## 2 開催日

|         |        |               |
|---------|--------|---------------|
| 平成29年7月 | 9日（日）  | 記念式典、表彰、記念講演等 |
| 〃       | 10日（月） | シンポジウム        |

## 3 会場

東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

## 4 参加者数

概ね10,000名程度を予定



### 【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

#### 医療的ケア児とは

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

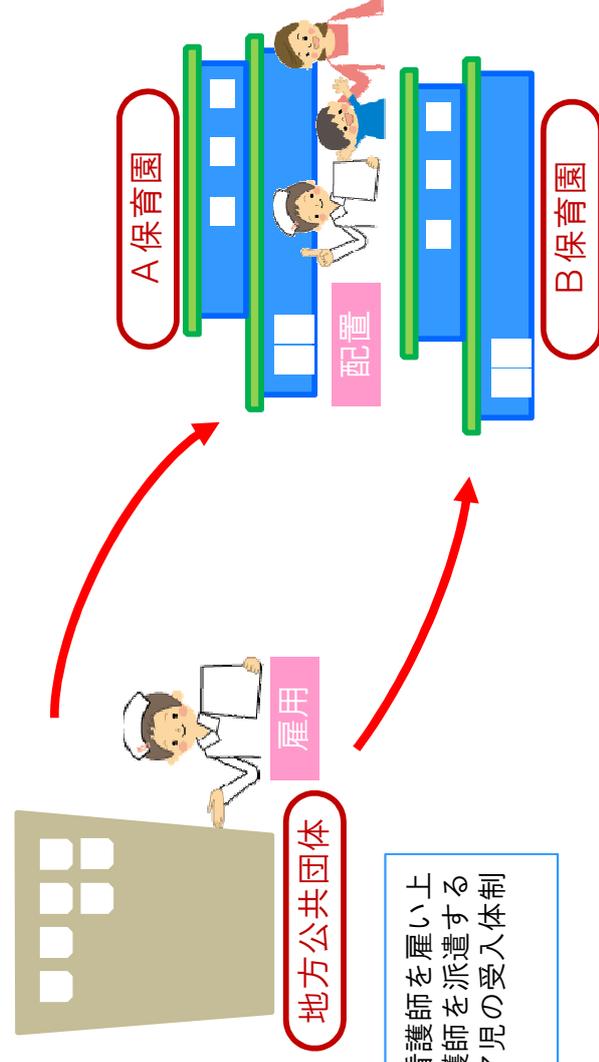
地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受け入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2  
 (市町村が実施する場合は、国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4)



地方公共団体において看護師を雇い上げ、保育園に対して看護師を派遣することにより、医療的ケア児の受入体制を整える。

# 企業主導型保育事業について

## 1. 概要

- 平成28年度より、**企業等からの事業主拠出金を財源とする**「仕事・子育て両立支援事業」の中で、**企業主導型保育事業**を創設し、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を推進。
- 申請の受け付けや説明会の開催は、随時実施。
- 11月15日現在で、305施設（利用定員数 7,862名）に対し、助成決定。

## 2. 特徴

- 設置に市区町村の関与なし（認可外保育施設の一類型（都道府県による指導監督の対象）、利用は直接契約）
- 地域住民の子どもの受け入れや他企業との共同利用も自由に行うことができる
- 認可小規模保育並みの人員配置や、多様な勤務形態に対応した多様な保育（延長保育・夜間保育・休日保育等）の提供も可能
- 運営費・整備費について、認可施設並みの助成が受けられる**



○地域型保育事業の連携施設の設定状況に関する調査にあわせて、自治体に対して、連携施設の設定に関する課題及び好評な取組の有無についても調査を行ったところ。

○その結果、連携施設の設定に際して、

- ①地域型保育事業者の中で、連携施設に関する制度の理解が進んでおらず、また、連携施設の設定に向けた交渉のノウハウがない
- ②連携先となる保育園等について、3歳児以上の定員が満員であったり、対応職員の確保や新規業務の発生等の負担が生じることから、連携先になることについて消極的といった課題がみられるとの回答が多く寄せられた。

### 【具体的な回答】

(地域型保育事業者に関する課題)

- ・地域型保育事業者の制度認識が不足しているため、入所児童の保護者への説明や連携先の体制の整備がうまく行われず、連携施設の設定が困難な状況である。
  - ・個人経営で余裕がなかったり、知り合いの保育園等がなかったりするために、地域型保育事業者が自ら連携施設を設定することが難しい。
- (連携先となる保育園等に関する課題)
- ・持ち上がり児童や新規入園児等の定員の兼ね合いが難しいこと、また、保育士への負担が大きいため、連携先となることが困難である。
  - ・待機児童が多く、また保育士の確保も難しい現状があり、連携先となるために必要な体制が整わない。
  - ・地域型保育事業者と保育園等の交流が乏しいこともあり、保育園等が連携先となることに消極的である。

## 連携施設の設定に関する課題・好事例について②

○こうした課題への対応策として、以下の取組により、一部自治体では連携施設の設定の促進に一定の成果をあげている。

### 1. 地域型保育事業者に関する課題(制度の理解や交渉ノウハウの不足)に対する取組

#### 【①市町村が自ら連携施設の設定を積極的に後押ししている】

例1) 地域型保育事業者が幼稚園に連携先となることを依頼した際、幼稚園が連携施設という制度を十分理解しておらず、連携先となるどのような影響が生じるか、地域型保育事業者に説明を頼んだところ、地域型保育事業者もそれほど制度に詳しくなかったためうまく説明できず、交渉が行き詰まってしまった。A市の担当者が間に入り必要な説明を行った結果、幼稚園側の不安が解消され、無事に連携施設設定に至った。

例2) 地域型保育事業者からB市に、近隣に連携施設に適した施設や知り合いの施設がないなどの相談があったため、B市が地理的要件等から連携施設候補となる施設を探し、事情の説明と連携先となることについて打診を行った。内諾があれば、その後の話し合いは基本的には当事者間で行うこととしているが、初顔合わせの場合等、B市が関与した方が円滑に進む場合は、話し合いに同席している。こうした取組の結果、連携施設の設定が進んだ。

#### 【②地域型保育事業者と保育園等の交流促進】

例) C市では、既に市内の地域型保育事業者は全て連携施設を設定できている状況であるが、その上で、複数園での連携施設設定を可能にする等の多角的な協力を進めるため、公立保育園を拠点として、年2回ほど域内の保育園と地域型保育事業者が参集し、知り合うことができる場(地域連絡会)を設けている。

## 連携施設の設定に関する課題・好事例について③

2. 連携先となる保育園等に関する課題(業務負担増大等への不安から連携に消極的)に対する取組

### 【①施設拡張等により、公立保育園の幼児受け入れ枠の増加を図る】

例)D市では、新築及び増改築時の施設拡張等により、公立保育園の幼児受け入れ枠を増やし、経過措置期間終了までに公立保育園を中心とした連携施設を設定できるよう取り組んでいる。

### 【②保育園等に対して、幅広く連携施設となることを呼びかける】

例1)E市に所在する全ての保育園が家庭的保育事業等の連携施設として協定を結べないか、E市から園長会に提案を行い、現在、協議を行っている。

例2)F市内では、連携施設となることについて、メリットがなく、負担が増すという印象を持っている保育園等が多いため、連携施設となることが地域型保育事業者のみならず、保育園等にとっても前向きな効果をもたらした具体的な例(※)を示すことで、保育園等が連携先となることに抱くイメージの改善を図っている。

(※) 今般の調査では、各自治体から、連携施設を設定したことによる効果として、

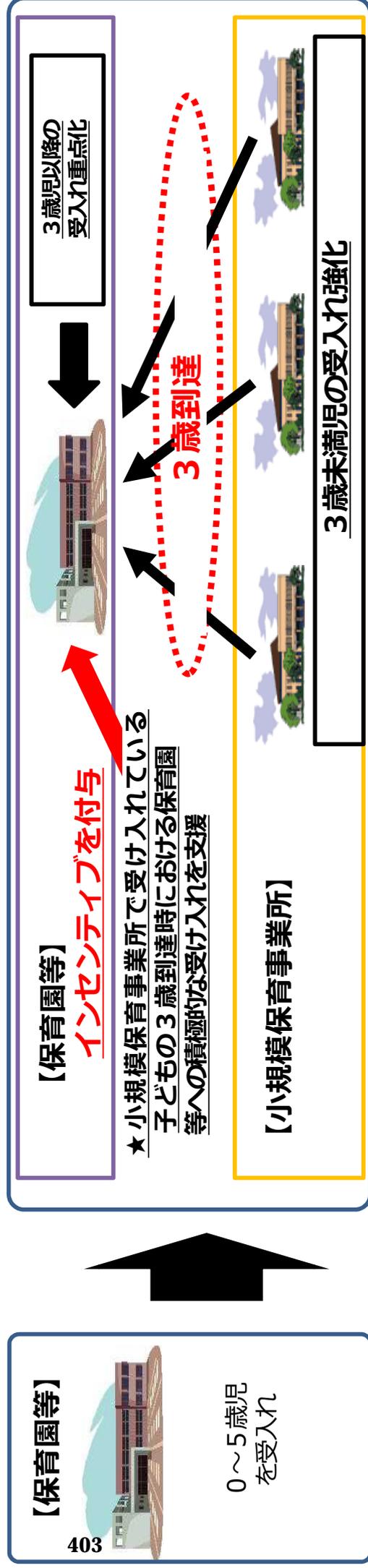
- ・ 普段とは異なる児童との交わりの中で、児童の成長がみられた。
  - ・ 園庭開放や運動会・お遊戯会等の行事の合同開催等が、保育園等の職員にとっても、地域型保育事業所の職員にとっても、自らの業務や保育理念を再確認し、質を高めるためのよい刺激となった。
  - ・ 地域型保育事業所の職員が連携施設での保育士向けの研修会に参加し、安心安全な保育を行う上での様々な情報や工夫を連携施設の職員と共有することができた。
  - ・ 健康診断や歯科検診等について、合同開催することで、効率的に実施することができた。
  - ・ 保育園等の保健師や栄養士による専門的な相談や給食献立表の提供等により、地域型保育事業所における栄養管理が充実するとともに、その保健師や栄養士にとっても、スキルアップの契機となった。
- 等の声があった。

## 連携施設の設定に関する課題・好事例について④

○また、政府としても、連携施設の設定が円滑に行われるよう、平成29年度予算案において更なる保育園等の整備の推進に加え、下記事業を計上している。

### 【①「サテライト型小規模保育事業」の創設】

3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子ども3歳到達時における保育園等への接続が課題となっているため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等で3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育園等にインセンティブを付与する。



### 【②地域連携コーディネーターの機能強化】

保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

(平成29年度予算案 保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

### 1. 背景

○子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)  
○平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

### 2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

- ①重大事故の情報の集約のあり方
- ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
- ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

### 3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知

公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

### 4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)

・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

・事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証

国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知  
① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

② 教育・保育施設等における事故防止及びひ事故発生時の対応のためのガイドライン

### ○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額: 1人当たり6千円

【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

死亡率ゼロを目指す



# 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

新規

(平成29年度予算案 保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

## 【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

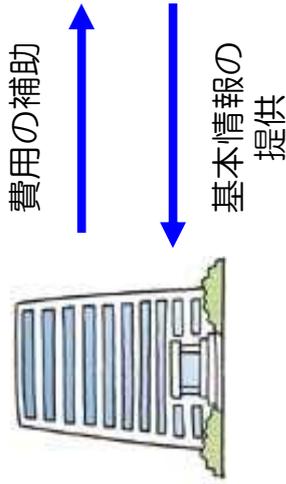
【補助率】 国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4  
(都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

## 【補助基準額】

1 自治体当たり 40,000千円

405

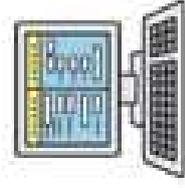
## 【厚生労働省】



施設・事業の実態把握

## ICT化により、届出等手続きの負担減

都道府県又は市町村



届出等システムの導入

○システムの構築

○届出、運営状況報告等の情報の集約



認可外保育施設



認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)

届出等業務効率化による指導の強化

書類作成効率化による  
保育環境の改善

資料75

## ○ 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

### ①家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化

→家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能であることを明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。【通知】

### ②病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置(病児保育事業実施要綱)

→離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。

【要綱改正】

### ③延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置(児童福祉法)

→延長保育事業等の定員に空きがあり、放課後児童クラブの利用児童数が少ない場合、一定の要件の下で、一体的な運営を可能とすることにより、放課後における児童の受け皿の拡大に資する。【通知】

### ④子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付(子ども・子育て支援法)

→子どものための教育・保育給付の認定を行ったときに交付する支給認定証を希望者にのみ交付することにより、保育標準時間・保育短時間に係る認定区分の変更があった場合、支給認定証の交付を希望しない保護者は、支給認定証の返還が不要となるため、保護者、回収・再交付を行う市町村、それぞれの負担の軽減に資する。【府令改正】

## ○ 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

⑤保育士の処遇改善に係る加算の認定権限の移譲(都道府県→指定都市・中核市)(子ども・子育て支援法)

→保育士の処遇改善に係る加算の認定権限を都道府県から中核市に移譲することにより、認定期間を短期化し、事業者が保育士に対し、早期に加算分を反映した賃金を支払うことができるため、保育人材や保育サービスの質の確保に資する。【通知】

⑥幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し

→満3歳以上の園児の保育室を2階までに確保している場合に、遊戯室を3階以上の階に設置することが可能である旨の通知等

## 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について

### 1. 調査の概要

#### (1) 目的

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

#### (2) 調査対象

保育所、幼稚園<sup>(※)</sup>、認定こども園等

(※)私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ

#### (3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

#### (4) 調査項目

- ①保育所等の職員の配置・給与の状況
- ②保育所等の職員の処遇改善の状況(給与の年度間比較) 等

#### (5) 回収状況(10月21日時点)

(単位:か所)

|        | 実態調査  |       |       | 処遇改善調査 |       |       |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|        | 調査客対数 | 回収数   | 回収率   | 調査客対数  | 回収数   | 回収率   |
| 保育所    | 9,332 | 3,642 | 39.0% | 9,363  | 3,522 | 37.6% |
| 幼稚園    | 2,081 | 809   | 38.9% | 2,071  | 887   | 42.8% |
| 認定こども園 | 1,310 | 470   | 35.9% | 1,313  | 455   | 34.7% |

※実態調査:保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査:保育所等に在籍する職員のうち、24年度末(幼稚園等は26年度末)と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

## 2. 中間集計の概要

(1) 職種別職員1人当たり給与月額

### ① 保育所

○ 保育士(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立保育所が月額26万3,513円(平均勤続年数9.6年)、公立保育所が月額28万6,911円(平均勤続年数10.1年)となっている。

|                     | 私立    |         |        |      |         |        | 公立    |         |        |      |         |        |
|---------------------|-------|---------|--------|------|---------|--------|-------|---------|--------|------|---------|--------|
|                     | 常勤    |         |        | 非常勤  |         |        | 常勤    |         |        | 非常勤  |         |        |
|                     | 換算人員  | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 | 換算人員 | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 | 換算人員  | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 | 換算人員 | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 |
| 1 施設長               | 人     | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      | 人     | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      |
| 2 保育士               | 1.0   | 523,885 | 25.3   | 0.0  | 280,326 | 10.3   | 1.0   | 513,178 | 27.5   | 0.0  | 213,713 | 3.8    |
| 3 主任保育士             | 12.5  | 263,513 | 9.6    | 2.7  | 152,842 | 7.0    | 11.0  | 286,911 | 10.1   | 2.3  | 152,188 | 5.1    |
| 4 保育補助者             | 1.0   | 374,449 | 19.8   | 0.0  | 83,662  | 16.0   | 1.0   | 442,686 | 21.7   | 0.0  | 175,924 | 12.3   |
| 5 調理員               | 0.2   | 194,137 | 3.6    | 0.5  | 147,948 | 4.8    | 0.2   | 182,890 | 6.0    | 0.6  | 151,985 | 3.9    |
| 6 栄養士               | 1.5   | 245,005 | 9.4    | 0.6  | 143,745 | 5.6    | 1.3   | 268,535 | 11.0   | 0.5  | 138,108 | 4.9    |
| 7 看護師(保健師・助産師)・准看護師 | 0.4   | 289,324 | 8.2    | 0.0  | 153,083 | 2.2    | 0.2   | 328,602 | 8.9    | 0.1  | 184,606 | 3.5    |
| 8 うち、保育業務従事者        | 0.3   | 299,808 | 9.4    | 0.1  | 185,983 | 5.2    | 0.2   | 301,458 | 9.5    | 0.0  | 168,908 | 5.3    |
| 9 事務職員              | 0.1   | 298,636 | 11.7   | 0.0  | 157,802 | 4.3    | 0.1   | 288,095 | 9.2    | 0.0  | 138,442 | 2.1    |
| 10 その他              | 0.6   | 306,353 | 10.3   | 0.1  | 155,063 | 6.4    | 0.1   | 320,496 | 7.9    | 0.0  | 143,370 | 3.2    |
|                     | 0.2   | 324,280 | 14.0   | 0.2  | 124,741 | 6.1    | 0.2   | 259,087 | 11.5   | 0.2  | 141,872 | 4.5    |
| 施設数                 | 627か所 |         |        |      |         |        | 209か所 |         |        |      |         |        |

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

## ② 幼稚園

○ 教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立幼稚園が月額22万1,829円(平均勤続年数9.2年)、公立幼稚園が月額32万6,034円(平均勤続年数10.1年)となっている。

※ 新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。  
(有効回答数(57か所)の属性：平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)

|                            | 私立   |         |        |      |         |        | 公立   |         |        |      |         |        |
|----------------------------|------|---------|--------|------|---------|--------|------|---------|--------|------|---------|--------|
|                            | 常勤   |         |        | 非常勤  |         |        | 常勤   |         |        | 非常勤  |         |        |
|                            | 換算人員 | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 |
| 1 園長                       | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      |
|                            | 0.9  | 425,058 | 21.0   | 0.1  | 105,050 | 9.8    | 0.8  | 491,583 | 28.9   | 0.2  | 171,542 | 11.3   |
| 2 副園長・教頭                   | 0.6  | 327,441 | 19.4   | 0.0  | 150,000 | 1.0    | 0.3  | 494,121 | 24.5   | 0.0  | -       | -      |
| 3 教諭・助教諭・講師等               | 6.2  | 221,829 | 9.2    | 1.0  | 132,148 | 7.3    | 3.6  | 326,034 | 10.1   | 1.0  | 141,021 | 5.8    |
| 4 主幹教諭(指導教諭を含む)            | 0.5  | 301,214 | 18.9   | 0.0  | -       | -      | 0.3  | 459,298 | 20.4   | 0.0  | -       | -      |
| 5 事務職員                     | 0.7  | 258,337 | 13.7   | 0.2  | 125,675 | 11.0   | 0.0  | 195,851 | 8.4    | 0.0  | 96,957  | 2.0    |
| 6 教育補助者<br>(幼稚園教諭免許を有しない者) | 0.1  | 167,274 | 1.5    | 0.3  | 108,035 | 5.9    | 0.1  | 155,034 | 3.1    | 0.1  | 98,813  | 2.5    |
| 7 調理員                      | 0.1  | 137,478 | 8.0    | 0.1  | 131,216 | 9.4    | 0.0  | 225,524 | 13.7   | 0.0  | 128,100 | 3.0    |
| 8 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士          | 0.0  | 267,140 | 1.0    | 0.0  | -       | -      | 0.0  | 635,105 | 29.0   | 0.0  | -       | -      |
| 9 バス運転手                    | 0.4  | 203,860 | 13.4   | 0.4  | 139,564 | 6.6    | 0.0  | -       | -      | 0.0  | 140,000 | 2.8    |
| 10 療育支援補助者                 | 0.0  | 93,264  | 2.0    | 0.0  | -       | -      | 0.0  | 146,180 | 4.2    | 0.1  | 88,491  | 3.9    |
| 11 養護教諭・養護助教諭              | 0.0  | -       | -      | 0.0  | 5,000   | 2.0    | 0.1  | 277,713 | 7.6    | 0.0  | 191,520 | 2.0    |
| 12 その他                     | 0.1  | 188,605 | 2.8    | 0.1  | 101,952 | 1.4    | 0.2  | 240,501 | 9.8    | 0.1  | 125,236 | 5.6    |

## 施設数

57か所

117か所

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

### ③ 認定こども園

○ 保育教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立認定こども園が月額22万8,063円(平均勤続年数9.5年)、公立認定こども園が月額29万770円(平均勤続年数12.9年)となっている。

#### <認定こども園>

|                        | 私立   |         |        |      |         |        | 公立   |         |        |      |         |        |
|------------------------|------|---------|--------|------|---------|--------|------|---------|--------|------|---------|--------|
|                        | 常勤   |         |        | 非常勤  |         |        | 常勤   |         |        | 非常勤  |         |        |
|                        | 換算人員 | 1人当たり給与 | 平均勤続年数 |
| 1 園長(施設長)              | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      | 人    | 円       | 年      |
| 2 副園長・教頭               | 1.0  | 395,914 | 22.7   | 0.0  | 460,277 | 19.8   | 1.0  | 511,437 | 29.2   | 0.0  | -       | -      |
| 3 保育教諭・助保育教諭・講師等       | 0.6  | 364,516 | 28.5   | 0.0  | 250,959 | 2.9    | 0.7  | 376,891 | 26.6   | 0.0  | -       | -      |
| 4 主幹保育教諭・指導保育教諭等       | 8.5  | 228,063 | 9.5    | 2.2  | 115,214 | 5.0    | 16.3 | 290,770 | 12.9   | 2.6  | 157,239 | 2.3    |
| 5 調理員                  | 1.2  | 290,599 | 19.7   | 0.0  | 112,137 | 2.6    | 0.6  | 546,703 | 27.5   | 0.0  | -       | -      |
| 6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く) | 0.6  | 180,544 | 6.6    | 0.4  | 125,010 | 3.5    | 1.3  | 243,912 | 16.1   | 0.5  | 143,755 | 1.2    |
| 7 事務職員                 | 0.4  | 200,206 | 5.7    | 0.0  | 97,700  | 3.3    | 0.1  | 381,579 | 6.2    | 0.0  | 170,996 | 3.8    |
| 8 その他                  | 0.8  | 256,546 | 7.9    | 0.3  | 94,925  | 1.1    | 0.3  | 353,919 | 14.5   | 0.0  | 142,960 | 3.0    |
|                        | 0.4  | 248,878 | 7.5    | 0.7  | 121,394 | 4.8    | 1.6  | 233,191 | 6.9    | 0.7  | 135,941 | 6.7    |

#### 施設数

112か所

11か所

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与・常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

## (2) 職種別職員の賃金改善状況

### ① 保育所

#### < 私立保育所 >

- 全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。
- 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

|                         | 集計人数   | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 私立(常勤+非常勤) |         |        |       |           |           |         |       |                    |         |        |       |
|-------------------------|--------|------|--------|------------|---------|--------|-------|-----------|-----------|---------|-------|--------------------|---------|--------|-------|
|                         |        |      |        | 基本給及び手当    |         |        |       | 一時金       |           |         |       | 「基本給及び手当」+「一時金/12」 |         |        |       |
|                         |        |      |        | 24年度       | 27年度    | 差引     | 改善率   | 24年度      | 27年度      | 差引      | 改善率   | 24年度               | 27年度    | 差引     | 改善率   |
| 1 施設長                   | 人      | 歳    | 年      | 円          | 円       | 円      | %     | 円         | 円         | 円       | %     | 円                  | 円       | 円      | %     |
| 2 保育士                   | 738    | 60.2 | 27.0   | 403,648    | 425,345 | 21,697 | 5.4%  | 1,269,889 | 1,438,607 | 168,718 | 13.3% | 509,472            | 545,229 | 35,757 | 7.0%  |
| 3 主任保育士                 | 7,924  | 36.5 | 12.6   | 208,064    | 226,680 | 18,615 | 8.9%  | 559,435   | 768,912   | 209,477 | 37.4% | 254,684            | 290,756 | 36,072 | 14.2% |
| 4 保育補助者                 | 739    | 50.2 | 25.7   | 292,068    | 318,557 | 26,490 | 9.1%  | 884,887   | 1,119,337 | 234,450 | 26.5% | 365,808            | 411,835 | 46,027 | 12.6% |
| 5 調理員                   | 38     | 48.6 | 10.8   | 174,315    | 183,837 | 9,523  | 5.5%  | 313,568   | 529,843   | 216,275 | 69.0% | 200,445            | 227,991 | 27,546 | 13.7% |
| 6 栄養士                   | 629    | 44.7 | 13.2   | 193,053    | 208,044 | 14,991 | 7.8%  | 553,488   | 699,846   | 146,358 | 26.4% | 239,177            | 266,364 | 27,188 | 11.4% |
| 7 看護師(保健師・助産師)・<br>准看護師 | 296    | 37.2 | 12.4   | 231,578    | 250,440 | 18,861 | 8.1%  | 664,136   | 884,442   | 220,306 | 33.2% | 286,923            | 324,143 | 37,220 | 13.0% |
| 8 事務職員                  | 148    | 47.0 | 14.1   | 241,293    | 250,187 | 8,894  | 3.7%  | 678,396   | 861,272   | 182,877 | 27.0% | 297,826            | 321,960 | 24,134 | 8.1%  |
| 9 その他                   | 338    | 48.0 | 13.4   | 233,071    | 254,486 | 21,416 | 9.2%  | 748,162   | 972,459   | 224,297 | 30.0% | 295,417            | 335,525 | 40,107 | 13.6% |
| 合計                      | 102    | 53.8 | 15.7   | 265,095    | 291,574 | 26,480 | 10.0% | 599,289   | 753,876   | 154,586 | 25.8% | 315,035            | 354,297 | 39,362 | 12.5% |
|                         | 10,952 | 40.7 | 14.8   | 231,079    | 250,349 | 19,270 | 8.3%  | 649,473   | 853,253   | 203,780 | 31.4% | 285,202            | 321,453 | 36,251 | 12.7% |

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみとの給与等について集計。  
 ※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

# ＜公立保育所＞

|                         | 集計人数    | 平均年齢      | 平均勤続年数    | 公立(常勤+非常勤)   |              |             |       |                |                |              |       |                    |              |             |       |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|--------------|--------------|-------------|-------|----------------|----------------|--------------|-------|--------------------|--------------|-------------|-------|
|                         |         |           |           | 基本給及び手当      |              |             |       | 一時金            |                |              |       | 「基本給及び手当」+「一時金/12」 |              |             |       |
|                         |         |           |           | 24年度         | 27年度         | 差引          | 改善率   | 24年度           | 27年度           | 差引           | 改善率   | 24年度               | 27年度         | 差引          | 改善率   |
| 1 施設長                   | 人<br>32 | 歳<br>56.4 | 年<br>26.3 | 円<br>384,649 | 円<br>413,258 | 円<br>28,609 | 7.4%  | 円<br>1,179,970 | 円<br>1,410,366 | 円<br>230,396 | 19.5% | 円<br>482,979       | 円<br>530,789 | 円<br>47,809 | 9.9%  |
| 2 保育士                   | 374     | 35.0      | 10.9      | 218,232      | 242,499      | 24,267      | 11.1% | 564,988        | 752,321        | 187,332      | 33.2% | 265,314            | 305,192      | 39,878      | 15.0% |
| 3 主任保育士                 | 37      | 45.8      | 21.5      | 296,668      | 319,176      | 22,508      | 7.6%  | 952,234        | 1,176,517      | 224,283      | 23.6% | 376,021            | 417,219      | 41,198      | 11.0% |
| 4 保育補助者                 | —       | —         | —         | —            | —            | —           | —     | —              | —              | —            | —     | —                  | —            | —           | —     |
| 5 調理員                   | 22      | 42.8      | 12.1      | 191,844      | 206,589      | 14,745      | 7.7%  | 483,163        | 747,480        | 264,317      | 54.7% | 232,108            | 268,879      | 36,771      | 15.8% |
| 6 栄養士                   | 10      | 33.6      | 9.3       | 198,070      | 216,881      | 18,811      | 9.5%  | 474,323        | 680,957        | 206,633      | 43.6% | 237,597            | 273,627      | 36,030      | 15.2% |
| 7 看護師(保健師・助産師)・<br>准看護師 | —       | —         | —         | —            | —            | —           | —     | —              | —              | —            | —     | —                  | —            | —           | —     |
| 8 事務職員                  | 15      | 46.5      | 12.5      | 282,649      | 305,858      | 23,208      | 8.2%  | 328,807        | 495,504        | 166,696      | 50.7% | 310,050            | 347,150      | 37,100      | 12.0% |
| 9 その他                   | —       | —         | —         | —            | —            | —           | —     | —              | —              | —            | —     | —                  | —            | —           | —     |
| 合計                      | 500     | 38.6      | 13.4      | 238,728      | 262,071      | 23,343      | 9.8%  | 631,503        | 827,979        | 196,476      | 31.1% | 291,353            | 331,069      | 39,716      | 13.6% |

※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみでの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が一桁の職種は「一」としている。

## ② 幼稚園

### <私立幼稚園>

- 教諭などの全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

※ 新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。  
(有効回答数(99か所)の属性：平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)

|     | 集計人数                  | 平均年齢<br>年 | 平均勤続<br>年数 | 私立(常勤+非常勤) |         |         |         |       |         |                        |         |       |         |         |        |       |
|-----|-----------------------|-----------|------------|------------|---------|---------|---------|-------|---------|------------------------|---------|-------|---------|---------|--------|-------|
|     |                       |           |            | 基本給及び手当    |         |         | 一時金     |       |         | 「基本給及び手当」+<br>「一時金/12」 |         |       |         |         |        |       |
|     |                       |           |            | 26年度       | 27年度    | 差引      | 改善率     | 26年度  | 27年度    | 差引                     | 改善率     | 26年度  | 27年度    | 差引      | 改善率    |       |
| 414 | 人                     | 歳         | 年          | 円          | 円       | 円       |         | 円     | 円       | 円                      |         | 円     | 円       | 円       |        |       |
| 1   | 園長                    | 73        | 63.1       | 34.1       | 339,507 | 344,154 | 4,647   | 1.4%  | 769,812 | 983,461                | 213,649 | 27.8% | 403,658 | 426,109 | 22,451 | 5.6%  |
| 2   | 副園長                   | 35        | 55.7       | 28.1       | 345,143 | 356,987 | 11,843  | 3.4%  | 756,625 | 972,807                | 216,182 | 28.6% | 408,195 | 438,054 | 29,859 | 7.3%  |
| 3   | 教諭                    | 400       | 31.4       | 8.9        | 205,006 | 212,870 | 7,863   | 3.8%  | 480,832 | 659,314                | 178,482 | 37.1% | 245,076 | 267,813 | 22,737 | 9.3%  |
| 4   | 主幹教諭                  | 28        | 45.8       | 21.6       | 275,058 | 276,263 | 1,205   | 0.4%  | 605,735 | 843,025                | 237,290 | 39.2% | 325,536 | 346,515 | 20,979 | 6.4%  |
| 5   | 指導教諭                  | 16        | 39.5       | 14.1       | 238,154 | 242,711 | 4,558   | 1.9%  | 578,047 | 730,954                | 152,907 | 26.5% | 286,324 | 303,624 | 17,300 | 6.0%  |
| 6   | 事務職員                  | 54        | 51.2       | 18.2       | 256,497 | 236,566 | -19,931 | -7.8% | 453,635 | 652,789                | 199,154 | 43.9% | 294,300 | 290,966 | -3,334 | -1.1% |
| 7   | 幼稚園教諭免許状を<br>有する教育補助者 | 11        | 56.0       | 19.4       | 155,274 | 166,224 | 10,950  | 7.1%  | 83,607  | 124,951                | 41,344  | 49.5% | 162,241 | 176,637 | 14,396 | 8.9%  |
| 8   | バス運転手                 | 32        | 60.5       | 9.2        | 185,656 | 186,685 | 1,029   | 0.6%  | 153,437 | 234,417                | 80,981  | 52.8% | 198,443 | 206,220 | 7,777  | 3.9%  |
| 計   |                       | 672       | 41.3       | 14.4       | 232,290 | 236,950 | 4,660   | 2.0%  | 501,107 | 681,403                | 180,296 | 36.0% | 274,049 | 293,734 | 19,685 | 7.2%  |

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。

※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が〇又は一桁の職種は表記していない。

# <公立幼稚園>

| 公立(常勤+非常勤)              |      |           |            |         |        |       |           |           |         |       |         |                        |        |      |     |   |   |
|-------------------------|------|-----------|------------|---------|--------|-------|-----------|-----------|---------|-------|---------|------------------------|--------|------|-----|---|---|
|                         | 集計人数 | 平均年齢<br>年 | 平均勤続<br>年数 | 基本給及び手当 |        |       |           | 一時金       |         |       |         | 「基本給及び手当」+<br>「一時金/12」 |        |      |     |   |   |
|                         |      |           |            | 27年度    |        | 改善率   |           | 27年度      |         | 改善率   |         | 27年度                   |        | 改善率  |     |   |   |
|                         |      |           |            | 26年度    | 差引     | 26年度  | 改善率       | 26年度      | 差引      | 26年度  | 改善率     | 26年度                   | 差引     | 26年度 | 改善率 |   |   |
| 415                     | 人    | 歳         | 年          | 円       | 円      | 円     | 円         | 円         | 円       | 円     | 円       | 円                      | 円      | 円    | 円   | 円 | 円 |
| 1 園長                    | 95   | 57.8      | 28.3       | 378,072 | 3,559  | 0.9%  | 1,257,890 | 1,283,768 | 25,878  | 2.1%  | 482,896 | 488,611                | 5,715  | 1.2% |     |   |   |
| 2 副園長                   | 16   | 49.6      | 27.3       | 458,378 | -3,749 | -0.8% | 1,504,480 | 1,725,018 | 220,537 | 14.7% | 583,751 | 598,381                | 14,630 | 2.5% |     |   |   |
| 3 教諭                    | 349  | 38.1      | 13.5       | 307,550 | 7,266  | 2.4%  | 1,039,202 | 1,143,997 | 104,795 | 10.1% | 394,151 | 410,150                | 15,999 | 4.1% |     |   |   |
| 4 主幹教諭                  | 22   | 47.9      | 22.9       | 365,663 | 13,935 | 3.8%  | 1,129,689 | 1,215,289 | 85,600  | 7.6%  | 459,804 | 480,873                | 21,069 | 4.6% |     |   |   |
| 5 幼稚園教諭免許状を<br>有する教育補助者 | 10   | 42.9      | 7.4        | 148,484 | 3,353  | 2.3%  | 20,008    | 20,270    | 262     | 1.3%  | 150,152 | 153,526                | 3,374  | 2.2% |     |   |   |
| 計                       | 628  | 43.8      | 16.8       | 312,087 | 5,529  | 1.8%  | 994,717   | 1,074,972 | 80,255  | 8.1%  | 394,980 | 407,197                | 12,217 | 3.1% |     |   |   |

※公立幼稚園においては、処遇改善を実施しているかは不明。

※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみでの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が0又は一桁の職種は表記していない。

### ③ 認定こども園

#### <私立認定こども園>

- 保育教諭などの全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を上回っている。

|                        | 集計人数 | 平均年齢<br>歳 | 平均勤続<br>年数 | 基本給及び手当            |         |        |       | 一時金                |           |         |       | 「基本給及び手当」+「一時金/12」 |         |        |       |
|------------------------|------|-----------|------------|--------------------|---------|--------|-------|--------------------|-----------|---------|-------|--------------------|---------|--------|-------|
|                        |      |           |            | 26年度<br>又は<br>24年度 |         | 27年度   |       | 26年度<br>又は<br>24年度 |           | 27年度    |       | 26年度<br>又は<br>24年度 |         | 27年度   |       |
|                        |      |           |            | 円                  | 円       | 円      | 円     | 円                  | 円         | 円       | 円     | 円                  | 円       | 円      | 円     |
| 1 園長(施設長)              | 163  | 57.9      | 25.1       | 314,474            | 334,002 | 19,528 | 6.2%  | 712,214            | 998,121   | 285,907 | 40.1% | 373,825            | 417,179 | 43,353 | 11.6% |
| 2 副園長                  | 88   | 56.3      | 29.0       | 283,453            | 297,434 | 13,981 | 4.9%  | 814,640            | 1,052,902 | 238,263 | 29.2% | 351,340            | 385,176 | 33,837 | 9.6%  |
| 3 教頭                   | 31   | 47.0      | 18.4       | 226,364            | 251,997 | 25,632 | 11.3% | 872,953            | 1,060,738 | 187,785 | 21.5% | 299,110            | 340,392 | 41,281 | 13.8% |
| 4 保育教諭                 | 870  | 31.9      | 8.7        | 187,925            | 211,428 | 23,503 | 12.5% | 734,517            | 881,285   | 146,768 | 20.0% | 249,135            | 284,868 | 35,733 | 14.3% |
| 5 教諭                   | 328  | 31.4      | 8.2        | 210,071            | 219,530 | 9,459  | 4.5%  | 840,692            | 1,108,642 | 267,950 | 31.9% | 280,129            | 311,917 | 31,788 | 11.3% |
| 6 保育士                  | 130  | 33.6      | 9.3        | 193,998            | 222,119 | 28,120 | 14.5% | 465,686            | 547,965   | 82,279  | 17.7% | 232,805            | 267,782 | 34,977 | 15.0% |
| 7 主幹保育教諭               | 83   | 42.4      | 14.3       | 226,137            | 244,535 | 18,399 | 8.1%  | 582,071            | 820,880   | 238,809 | 41.0% | 274,643            | 312,942 | 38,300 | 13.9% |
| 8 指導保育教諭               | 27   | 34.6      | 12.3       | 234,033            | 243,170 | 9,138  | 3.9%  | 724,157            | 986,705   | 262,548 | 36.3% | 294,379            | 325,396 | 31,017 | 10.5% |
| 9 主幹教諭                 | 29   | 42.0      | 17.4       | 255,952            | 273,608 | 17,656 | 6.9%  | 810,211            | 996,725   | 186,514 | 23.0% | 323,470            | 356,669 | 33,199 | 10.3% |
| 10 主任保育士               | 10   | 48.4      | 23.1       | 258,033            | 300,190 | 42,156 | 16.3% | 595,187            | 713,217   | 118,030 | 19.8% | 307,632            | 359,624 | 51,992 | 16.9% |
| 11 教育補助者               | 11   | 58.4      | 31.2       | 170,374            | 184,873 | 14,499 | 8.5%  | 392,270            | 443,798   | 51,528  | 13.1% | 203,063            | 221,856 | 18,793 | 9.3%  |
| 12 調理員                 | 98   | 44.9      | 11.2       | 175,687            | 182,192 | 6,505  | 3.7%  | 439,783            | 568,223   | 128,440 | 29.2% | 212,336            | 229,543 | 17,208 | 8.1%  |
| 13 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者) | 32   | 32.1      | 6.9        | 193,871            | 191,230 | -2,640 | -1.4% | 438,093            | 647,827   | 209,734 | 47.9% | 230,378            | 245,216 | 14,838 | 6.4%  |
| 14 看護師(保健師・助産師)        | 18   | 44.0      | 10.6       | 218,503            | 246,093 | 27,590 | 12.6% | 409,498            | 554,469   | 144,970 | 35.4% | 252,628            | 292,298 | 39,671 | 15.7% |
| 15 事務職員                | 147  | 42.7      | 9.9        | 203,668            | 218,234 | 14,567 | 7.2%  | 592,172            | 748,265   | 156,093 | 26.4% | 253,015            | 280,590 | 27,574 | 10.9% |
| 16 バス運転手               | 76   | 61.0      | 10.6       | 182,960            | 196,978 | 14,018 | 7.7%  | 414,848            | 478,713   | 63,866  | 15.4% | 217,531            | 236,871 | 19,341 | 8.9%  |
| 17 その他                 | 23   | 45.3      | 11.1       | 167,995            | 174,243 | 6,248  | 3.7%  | 224,085            | 326,701   | 102,615 | 45.8% | 186,669            | 201,468 | 14,799 | 7.9%  |
| 合計                     | 2195 | 39.7      | 12.6       | 215,868            | 233,923 | 18,055 | 8.4%  | 679,622            | 865,876   | 186,254 | 27.4% | 272,503            | 306,079 | 33,576 | 12.3% |

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。

※平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日ともに勤務している職員のみ(給与等について集計)。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分(保育所型認定こども園は平成25年3月分)及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度(保育所型認定こども園は平成24年度)及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が一桁の職種は表記していない。



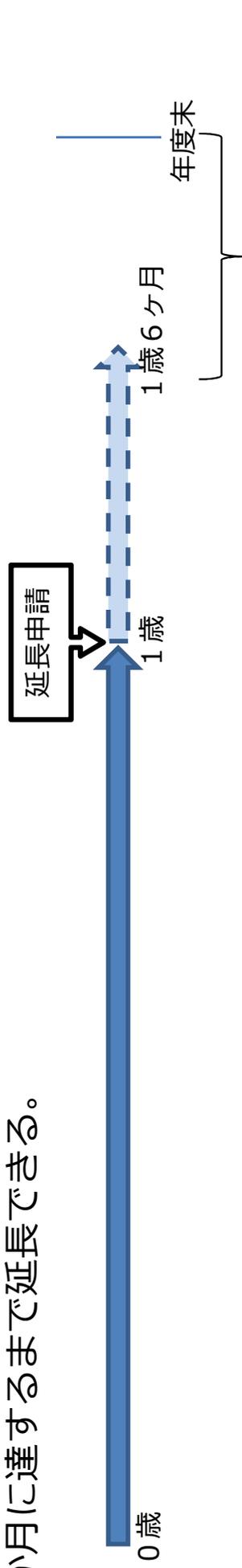
# 育児休業期間の延長(案)(育児・介護休業法、雇用保険法関係)

## 改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

## 現行の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

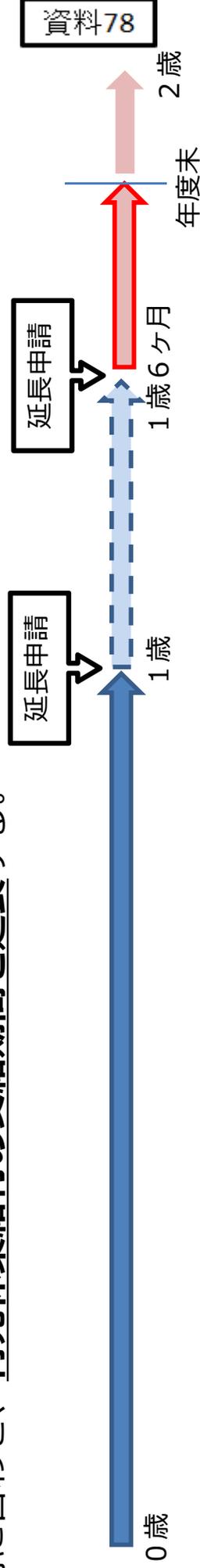


### <課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

## 改正の内容【平成29年10月1日施行】

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



# 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

（平成29年度から、「事業についての事前説明会・登録会」、「利用者と提供会員の事前顔合わせ」の土日実施に対する加算措置を行う予定。）

## ○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもたちの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

## ○実施市区町村

※平成27年度（交付決定ベース）

809市区町村

※平成26年度（実績ベース）

769市区町村

## ファミリー・サポート・センター 〔相互援助組織〕

アドバイザー

援助の申し入れ

援助の打診

援助を受けたい会員

援助を行いたい会員